

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 2 6 日	
大阪府知事 様 (大阪府泉州農と緑の総合事務所長 様)	
提出者 住 所 大阪市城東区鳴野西5-19-29 山本容器株式会社	
氏 名 代表取締役 山本 修嗣 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0 6 - 6 9 6 1 - 3 0 5 1	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の 2 第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	山本容器株式会社 堺工場
事業場の所在地	大阪府泉大津市臨海町1丁目16番地
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2 4 金属製品製造業
②事業の規模	年間出荷金額：2, 2 7 7 百万円
③従業員数	2 5 名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙資料 1、2 のとおり

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙3のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（残渣物）	引火性廃油（廃溶剤）
	排出量	292.39 t	12.29 t
	（これまでに実施した取組） 出来る限り抑制に取り組んでいる。 平成20年に自動塗装機を更新したことで廃溶剤の排出量は抑制されている。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（残渣物）	引火性廃油（廃溶剤）
	排出量	290 t	11 t
	（今後実施する予定の取組） 機会があるごとに、製造ラインの改善に取り組む予定です。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している特別産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引火性廃油（残渣物）、引火性廃油（廃シンナー）はそれぞれ分別、保管している。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 特になし		

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

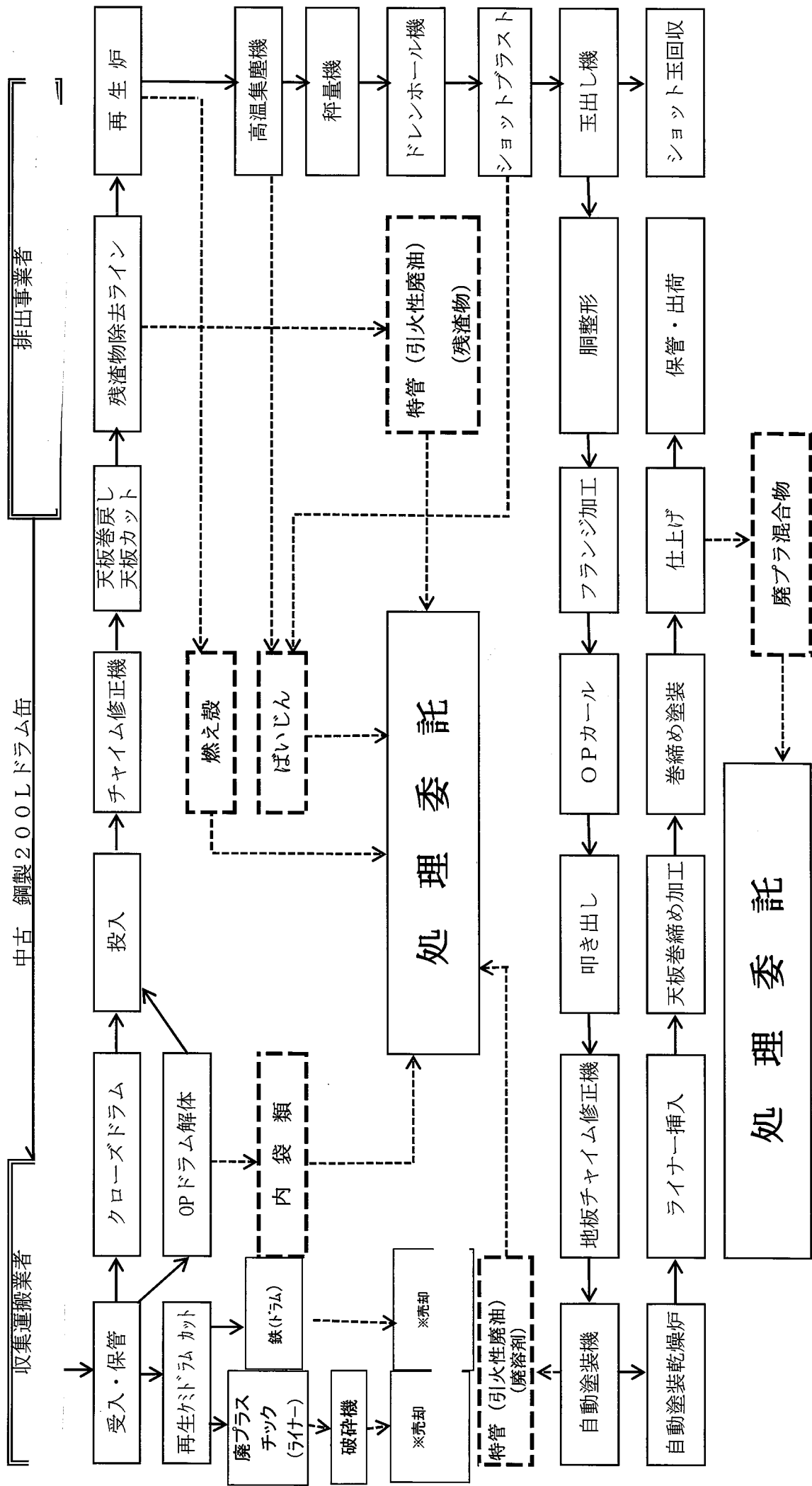
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（残渣物）	引火性廃油（廃溶剤）
	全処理委託量	292.39 t	12.29 t
	優良認定処理業者への処理委託量	292.39 t	12.29 t
	再生利用業者への処理委託量	t	12.29 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者	t	t
	(今後実施する予定の取組) 委託処理業者に対しては、引き続き定期的に処理状況の現地確認をおこなう。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類	引火性廃油(残渣物)	引火性廃油（廃溶剤）
	全 処 理 委 託 量	290 t	11 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	290 t	11 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	委託処理業者に対しては、引き続き定期的に処理状況の現地確認をおこなう。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	304.68 t	
	(今後実施する予定の取組)		
令和1年度より電子マニフェストを導入			
※事務処理欄			

【別紙1】

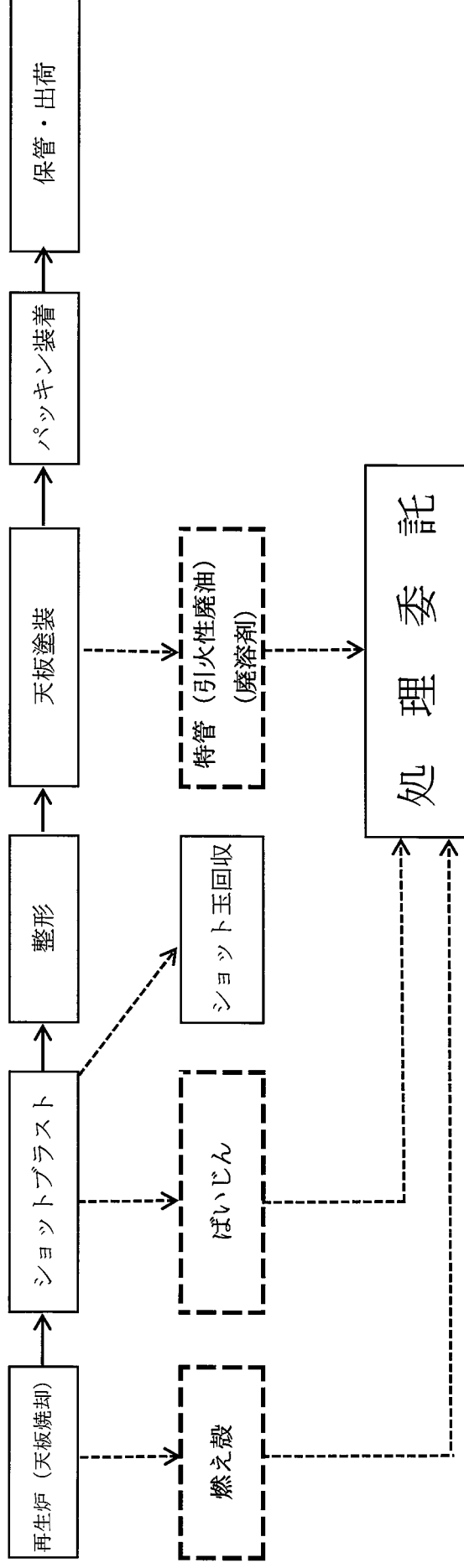
特別産業廃棄物・産業廃棄物発生フロー1(再生ドラム缶)



〈処理委託先〉

【別紙2】

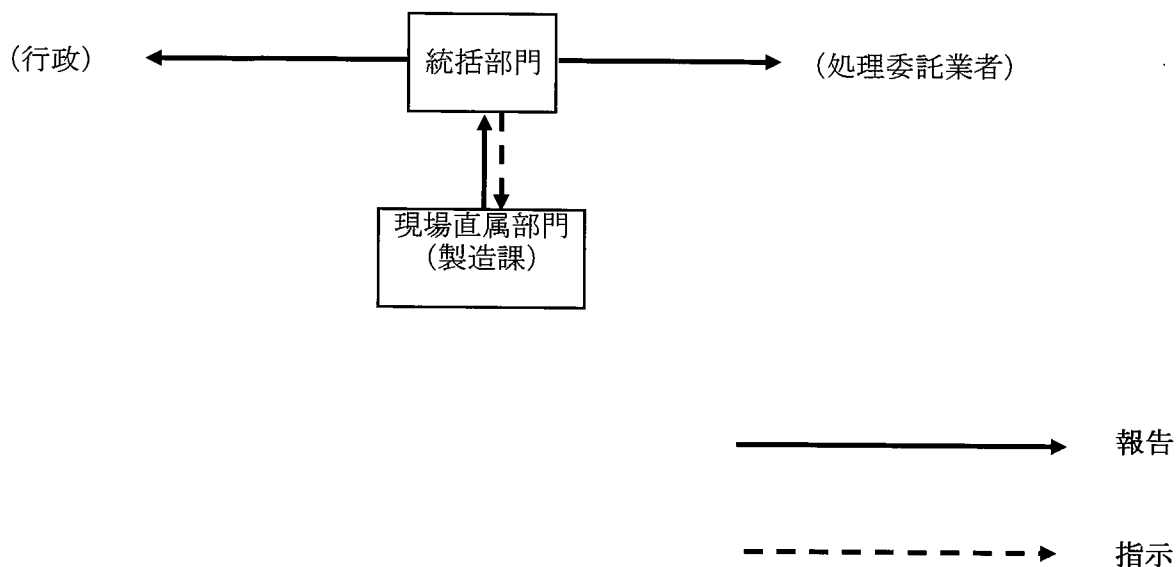
特別産業廃棄物・産業廃棄物発生フロー2（再生天板）



〈処理委託先〉

【別紙 3】

社内組織図及び各部署の役割



部 署	役 割
統括部門	- 産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 - 産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック集計 - 処理施設（事業場内・外）の定期的査察 - 行政に対する報告等 - 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票（マニフェスト）等の管理 - 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 各部署間の調整及び指示 - 廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施
現場直属部門 (製造課)	- 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量の把握 - 各現場の施設の維持管理・点検 - 保管場所での保管量の把握、記録の作成 - 処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票（マニフェスト）等の管理 - 産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 - 上記内容を統括部門に報告